

令和7年第1回定例会

田舎館村議会会議録

令和7年3月3日 開会

3月11日 閉会

田 舎 館 村 議 会

令和7年第1回田舎館村議会定例会会議録目次

◎第1号 令和7年3月3日（月）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席事務局職員職氏名	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案上程（議案第1号～議案第24号）及び提案理由説明	5
予算特別委員会設置について	9
休会について	10
散会	10

◎第2号 令和7年3月5日（水）

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者の職氏名	11
出席事務局職員職氏名	12
開議	13
一般質問	13
○中山勝晴議員	13
1 豪雪被害と空き家問題について	
2 商業、観光について	
○阿保勇人議員	20
1 道の駅の活性化について	
2 村の雪害対策について	
○平川重廣議員	24

1	補助金交付と減税について	
2	結婚祝い金について	
3	災害対策拠点となる地区施設の整備充実について	
4	保健協力員の現状について	
○	田澤隆議員	39
1	雪害対策について	
2	防雪柵について	
○	浅原尚子議員	48
1	小中一貫について	
2	スクールバスの停留場所について	
3	物価高騰による給食費への影響について	
4	伝統芸能・風習・文化行事について	
○	小野正幸議員	58
1	温泉施設の現状及び利用状況について	
2	詐欺被害について	
	散会	66
◎	第3号 令和7年3月11日（火）	
	議事日程	67
	本日の会議に付した事件	68
	出席議員	68
	欠席議員	68
	説明のため出席した者の職氏名	68
	出席事務局職員職氏名	69
	開議	70
	議案第1号 専決処分の承認について	
	（専決第13号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組 合規約の変更について）	70
	議案第2号 専決処分の承認について	
	（専決第1号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第9号））	70
	議案第3号 専決処分の承認について	
	（専決第2号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第10号））	71
	議案第4号 専決処分の承認について	
	（専決第3号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第11号））	71

議案第12号	令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第12号）	72
議案第13号	令和6年度田舎館村国民健康保健特別会計補正予算（第4号）	73
議案第14号	令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第3号）	73
議案第15号	令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算（第4号）	74
議案第16号	田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備について	74
議案第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	75
議案第18号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	75
議案第19号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	76
議案第20号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	76
議案第21号	田舎館村職員の給与に関する条例等の一部改正について	77
議案第22号	田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	77
議案第23号	田舎館村国民健康保険税条例の一部改正について	78
議案第24号	黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	78
予算特別委員会委員長報告		80
議案第5号	令和7年度田舎館村一般会計予算	80
議案第6号	令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算	81
議案第7号	令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算	81
議案第8号	令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算	81
議案第9号	令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算	82
議案第10号	令和7年度田舎館村下水道事業会計予算	82
議案第11号	令和7年度田舎館村水道事業会計予算	83
議員提出議案第5号	田舎館村議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	83
閉会		84

令和7年第1回田舎館村議会定例会会議録

議事日程第1号 令和7年3月3日（月） 午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分の承認について（専決第13号）
- 第5 議案第2号 専決処分の承認について（専決第1号）
- 第6 議案第3号 専決処分の承認について（専決第2号）
- 第7 議案第4号 専決処分の承認について（専決第3号）
- 第8 議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算
- 第9 議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算
- 第12 議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算
- 第13 議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算
- 第14 議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算
- 第15 議案第12号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第12号）
- 第16 議案第13号 令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第14号 令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第15号 令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第16号 田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備について
- 第20 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第21 議案第18号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第22 議案第19号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第23 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第24 議案第21号 田舎館村職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 第25 議案第22号 田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第26 議案第23号 田舎館村国民健康保険税条例の一部改正について
- 第27 議案第24号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

- 1 議事日程のとおり
- 2 休会について

出席議員（8名）

- 1番 阿保勇人
2番 浅原尚子
3番 中山勝晴
4番 田澤隆
5番 小野正幸
6番 平川重廣
7番 品川正人
8番 平田隆人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川新一
副	村	長 金枝尚明
教	育	長 工藤義明
代	表	監 査 委 員 平川正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保則雄
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保春仁
税	務	課 長 佐々木貴詞
住	民	課 長 鈴木勝
厚	生	課 長 竹内哲也

産業課長兼農業委員会事務局長	工藤和裕
建設課長	中村甲一郎
企画観光課長	浅利高年
会計管理者兼会計課長	小野淳也
学校教育課長	上田貴光
生涯学習課長	佐藤勝彦

出席事務局職員職氏名

事務局長	相坂朱美
主査	福士貴子

開会及び開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、令和7年第1回田舎館村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第1号」により進めます。

会議録署名議員の指名

議長（平田隆人議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番小野正幸議員、6番平川重廣議員を指名いたします。

会期の決定

議長（平田隆人議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る2月26日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期について協議いたしましたところ、会期は本日から3月11日までの9日間に決定になりましたので、議会運営委員会の決定どおりとすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は9日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（平田隆人議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員より、令和6年11月分から令和7年1月分までの例月出納検査の結果について御報告がありましたので、写をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、青森県後期高齢者医療広域連合選挙長より、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果について報告がありましたので、写をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今期定例会に提出された陳情について、一覧表を添付のうえ写をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議案上程（議案第1号～議案第24号）及び提案理由説明

議長（平田隆人議員）

日程第4 議案第1号専決処分の承認についてから、日程第27 議案24号黒石地区清掃施設組合の共同処理の事務の変更に伴う財産処分についてまでの計24件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

令和7年第1回田舎館村議会定例会にあたり御提案いたしました、令和7年度各会計予算及び議案の提案理由の説明に先立ちまして、新年度における村政運営の主要な事項について、その概要を申し上げ一層の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、次代を担う子どもの健やかな成長を願い、出産時における経済的支援及び子育て支援の充実を目的として実施して参りました出産祝金を、令和7年度から30万円に引き上げるとともに、3歳以上の保育園児の副食費を無償化とする実費徴収に係る補足給付費の創設や、小学校、中学校の児童生徒の保護者に対して、修学旅行に係る経費の一部を支援するための修学旅行費補助金を創設し、子どもの発達や家庭の負担軽減を図り、親と子どもが健全に生活できる環境づくりに努めて参ります。

また、田んぼアート関連では、先日、ふるさとをより良くしようと頑張っている団体として、むらおこし推進協議会の長年の活動が評価され、受賞をされました「令和6年度ふるさとづくり大賞」に恥じぬよう、新年度は田んぼアートの管理方法を見直すなど、各種イベント業務の支援に取り組むほか、新たな観光パンフレットを制作して「田んぼアート

のむら田舎館」のPR活動を推し進めながら観光客の誘致に努め、地域経済の活性化に向け邁進して参ります。

次に、川部駅東口周辺整備工事では、道路や駐車場の照明灯設置工事や歩道の舗装工事など、整備事業の完了を目指し、川部駅を中心とした新たな住宅地の造成に努めながら、定住人口の増加に向け、魅力あるむらづくりを推進して参ります。

また、自主防災組織の育成に関して、村民が協力し合い「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主性を育み地域の防災力の強化や防災意識の向上を図るため、自主防災組織の活動を更に支援することを目的として、自主防災組織を設立してはじめての資機材を購入してから、5年以上経過した団体には、資機材の更新費用などに利用していただくため、新たに20万円の補助枠を設けるとともに、村内全ての地域で自主防災組織が設立されますよう、様々な機会を利用して防災に対する取り組みを進めて参りたいと考えております。

この他、保健・福祉分野、農業分野につきましても、これまでの施策を継続しながら、行政サービスの適切な改善、見直しを行い、効果的・効率的な行政運営に努めて参りますので、議員の皆様並びに村民の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

それでは、御提案いたしました議案につきまして、その概要を申し述べ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。西北五環境整備事務組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い関係地方公共団体と協議をする必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の承認を求めため提案するものであります。

議案第2号は、専決処分の承認についてであります。令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第3号は、専決処分の承認についてであります。令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第10号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第4号は、専決処分の承認についてであります。令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第11号）を専決処分したので、承認を求めため提案するものであります。

議案第5号は、令和7年度田舎館村一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を41億5,300万円に定めようとするものであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、第2款総務費第8目電子計算費に、国が進める自治体情報システムの標準化移行業務委託料として3,880万8,000円、住民情報クラウド

サービス利用料2,399万1,000円を計上したほか、6款農林水産業費第4目集落環境整備対策費に、県営高田地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金1,000万円、第9款消防費第3目消防施設費に、令和8年度に東光寺消防部に配置する小型動力ポンプ付積載車の購入費として1,639万円を計上しております。

一方、これらに対応する歳入については、第1款村税に5億6,832万4,000千円、第18款繰入金には、財政調整基金繰入金6億5,300万円、第21款村債では、昨年度から1億4,910万円の減額となる、1億8,950万円などを計上しております。

議案第6号は、令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を8億6,412万1,000円に定めようとするものであります。

議案第7号は、令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を1億1,808万3,000円に定めようとするものであります。

議案第8号は、令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を9億2,985万8,000円に定めようとするものであります。

議案第9号は、令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入2,671万5,000円、支出を2,658万5,000円に定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入370万1,000円、支出を816万1,000円に定めようとするものであります。

また、資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

議案第10号は、令和7年度田舎館村下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入2億8,718万4,000円、支出を2億3,318万6,000円に定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入9,082万3,000円、支出を1億8,560万3,000円に定めようとするものであります。

また、資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんをするものであります。

議案第11号は、令和7年度田舎館村水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億7,840万4,000円、支出を1億7,312万7,000円に定め、資本的収入及び支出の予定額では、収入1億700万円、支出を1億4,839万5,000円に定めようとするものであります。

また、資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

議案第12号は、令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第12号）であります。既定の

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,400万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億8,299万2,000円に定めようとするものであります。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、国の令和6年度補正予算で求められた、減債基金への積立金1,401万3,000円及び畑中消防部へ納車予定の小型動力ポンプ付積載車の購入費1,404万円などを計上しております。

議案第13号は、令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,348万4,000円に定めようとするものであります。

議案第14号は、令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第3号）であります。既定の予算第4条で定めた資本的収入及び支出の収入予定額から390万円を減額し、総額を1億3,431万7,000円に定めようとするものであります。

議案第15号は、令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算（第4号）であります。既定の予算第4条で定めた資本的収入及び支出の収入予定額に123万2,000円を追加し、総額を2,623万2,000円に定めようとするものであります。

議案第16号は、田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備に関する条例についてであります。行政手続における督促手数料の廃止に伴い、関係例規について整備をするため提案するものであります。

議案第17号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整理をするため提案するものであります。

議案第18号は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整理をするため提案するものであります。

議案第19号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整理をするため提案するものであります。

議案第20号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について整理をするため提案するものであります。

議案第21号は、田舎館村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、青森県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額、扶養手当及び通勤手当の額等を改定するため提案するものであります。

議案第22号は、田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第23号は、田舎館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、青森県国民健康保険運営方針により、国民健康保険税の賦課方式を変更するため提案するものであります。

議案第24号は、黒石地区清掃施設組合の共同処理をする事務の変更に伴う財産処分についてですが、黒石地区清掃施設組合が所有する旧し尿処理場を処分することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

以上、御提案いたしました議案について、説明申し上げましたが、慎重に御審議の上、決定を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

(降 壇)

予算特別委員会設置について

日程第28 予算特別委員会設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

先ほど上程いたしました案件のうち、議案第5号令和7年度田舎館村一般会計予算から議案第11号令和7年度田舎館村水道事業会計予算までの計7件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって議案第5号令和7年度田舎館村一般会計予算から議案第11号令和7年度田舎館村水道事業会計予算までの計7件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

休会について

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議案調査等のため、3月4日、6日、8日、9日の4日間、本会議を休会いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、3月4日、6日、8日、9日の計4日間を休会することに決定いたしました。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労様でした。

午前9時28分 散会

議事日程第2号 令和7年3月5日(水) 午前9時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

- 1番 阿保 勇 人
- 2番 浅原 尚 子
- 3番 中山 勝 晴
- 4番 田澤 隆
- 5番 小野 正 幸
- 6番 平川 重 廣
- 7番 品川 正 人
- 8番 平田 隆 人

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川 新一
副	村	長 金枝 尚明
教	育	長 工藤 義明
代	表	監 査 委 員 平川 正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保 則雄
農	業	委 員 会 会 長 白戸 陽平
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保 春仁
税	務	課 長 佐々木 貴詞
住	民	課 長 鈴木 勝
厚	生	課 長 竹内 哲也
産	業	課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 工藤 和裕
建	設	課 長 中村 甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利 高年
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 小野 淳也

学 校 教 育 課 長 上 田 貴 光
生 涯 学 習 課 長 佐 藤 勝 彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長 相 坂 朱 美
主 査 福 士 貴 子

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第2号」により進めます。

一般質問

議長（平田隆人議員）

日程第1 一般質問を行います。順次、質問を許します。

3番、中山勝晴議員の一般質問を許します。

中山勝晴議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

中山勝晴議員の登壇を許可します。

3番、中山勝晴議員。

（中山勝晴議員 登壇）

3番（中山勝晴議員）

議席番号3番、中山勝晴です。議長のお許しがありましたので、壇上にて一般質問を行います。それでは質問いたします。

1. 豪雪被害と空き家問題について。近年、自然災害が多々あり、去年は能登の大地震、今年津軽での昨年末から年始にかけての豪雪があり、パイプハウスの倒壊やりんごの枝折れなどの被害が出ました。また、空き家の玄関が倒壊し、電話線が垂れ下がり、通行の障害がありました。このような危険な空き家の把握をしているのかお伺いいたします。

①現在、村での空き家は何軒あるのか。そのうち、危険と思われる空き家は何軒あるのかお伺いいたします。

②危険と思われる空き家の近隣住民に対して、どのような対応をしているのか、また、行政代執行を行う考えはあるのかお伺いいたします。

③パイプハウスの倒壊やりんごの枝折れなどに対して、村で調査した被害申告状況を踏

まえて、県の事業だけでなく、村独自の支援を検討する考えはないか。お伺いいたします。

続きまして、2. 商業観光について。田舎館村には全国的に有名になった田んぼアートがあります。しかし、これといった村のお土産がありません。宿泊施設也没有。観光客が来ても、村のお土産がないと言われていいます。何か考えていることはあるのか、お伺いいたします。

①米の村と言っても過言でない田舎館村です。そこで、ごはんの友といったお土産を開発してみてもどうか、お伺いいたします。

②道の駅いなかだてをもっと活性化させるため、宿泊施設を設けてはどうかお伺いいたします。

私からの質問は以上です。

(降壇)

議長（平田隆人議員）

中山勝晴議員の質問に対する答弁を求めます。

村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

中山勝晴議員の一般質問にお答えいたします。

御質問1の1項目め「豪雪被害と空き家問題について」の1点目、空き家は何軒あるのかと危険と思われる空き家はあるのかについては、現在、村が把握している空き家は153軒あり、そのうち、危険性のある空き家は29軒と考えております。

2点目、危険と思われる空き家の近隣住民への対応と、行政代執行を行う考えはあるのかについては、空き家の近隣住民から、被害相談や苦情などが寄せられた場合には、その空き家の所有者や管理者を特定し、空き家の現状と苦情内容等を伝えながら、適正な空き家の管理について指導や助言を行って問題の解決に努めております。

また、空き家に対する行政代執行については、空き家対策特別措置法において、まずは所有者等に対して、適切な管理が義務付けられており、次に、自治体に対して指導や助言をすることが義務付けられております。

行政代執行は高額な解体費用を回収できないという問題が想定されますので、空き家の適正な管理について粘り強く改善を促して参りたいと考えます。

3点目、パイプハウスの倒壊やりんごの枝折れに対して、独自の支援・検討はあるのか

については、現段階では農業被害に対する申告を、まだ受付中でありますので、まずは村全体の被害を把握することが先決であると考えております。その上で、被害農家の復旧に向けた支援を検討して参りたいと考えております。

2項目め「商業と観光について」の1点目、ごはんの友といったお土産の開発については、村が開発の支援をしたり、各々が独自に開発を進めるなど、企業、個人業者、農協加工部会などが米やりんごを使った加工品を製造し、販売を行っておりますので、村が単独でお土産を開発することは考えておりません。

2点目、道の駅に宿泊施設を設けてはどうかについては、宿泊施設は民間事業者が、建設、運営すべきと考えておりますので、宿泊施設の需要やサービスの提供場所として、道の駅周辺が適当な場所と判断されるのであれば、大変よろしいことだとは思いますが、国の史跡に指定されている垂柳遺跡がございますので、様々な問題を解決する必要があるものと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

今、村長から説明ありましたが、1の①まだ住める空き家は賃貸を進める考えはないのか。また、他のところではそういうところをシェアハウスにしています。そういうところを村でも考えてはどうですか。

②今年の豪雪で大量の屋根雪が隣の家の玄関前にどっさり落ちて、88歳になるおばあさんが一人で除雪をしている。まだ半分屋根雪が残っているので注意しても、見ながらやっているのと、黙々と除雪しているんです。本当に危ない。そういう空き家が何軒もあります。村として何らかの対策をとらないといけないと思いますが、どうでしょうか。

議長（平田隆人議員）

中山勝晴議員。1項目ずつ質問していただけますか。

3番（中山勝晴議員）

1項目ずつですか。はい、分かりました。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

まず賃貸する考えとか、そういうのがないのかということですが、賃貸するかどうかというのは、やはり所有者の考え方にもなると思います。村でどうこう、所有者がいるものですので、そちらについては村で言える立場にないというふうに思います。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

1の②ですが、先ほども言いましたけども、今年の豪雪で大量の屋根雪が、空き家の屋根雪が隣の家の玄関前にどっさり落ちて、88歳になるおばあさんが一人で除雪をしている。まだ半分屋根雪が残っているので注意しても、見ながらやっているのと黙々と除雪しているんです。本当に危ない。そういう空き家が何軒もあり、村として本当に何かの対策をとらないといけないんじゃないか。また秋になれば、台風が来るかもしれません。台風が来れば、屋根のトタンが飛んだり、被害が拡大する恐れがあり、また、人的被害が出てからでは遅いと思います。そういうところを村で何とか考えていかなければならないでしょうか。また、管理する人がいない危険な空き家はどうなるんでしょうか。行政代執行やれるんでしょうか。以上です。お願いします。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

お答えします。今、空き家ということでお話させていただきますけども、空き家の豪雪対策、屋根雪とかがってということになりますが、先ほど村長答弁でも申し上げたとおり、やはりまず一番最初大事なのは所有者、管理者が適正に管理というところです。村としてはやはりそこを指導、助言して、粘り強くやっていくと。仮に行政代執行というお話出ておりますけども、行政代執行となれば、そこに合理性とか、そこが適正であるのか、そう

いったところもしっかりと判断しないといけません。また、お金もかかってくるものですので、まずは所有者の合意も必要になってきますし、粘り強くここは村としては行政として指導していくというところ です。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

私の言いたいことは、正直言って、管理する人がいない空き家、そういうところもあるでしょう。そういうところはどうするんですか。税金も払っていないでしょう。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

管理する人がなかなか見つからないケースもあります。ただそこについても、周辺のですね、地区の方とか、そういった方に情報提供をいただきながら、管理していただいている方を探していくということになります。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

それでは、次の2の質問に入ります。

お土産の開発の件ですけれども、先ほどは民間の方とかそういう方々にお願いしているということでもありますけれども。例えば、村の特産品を使った食べるラー油とかふりかけ、三升漬けなどいろいろありますけれども、そのほか斬新なアイデアを持っている人もおると思います。そこでごはんの友選手権などを開催してみてもどうか。いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。過去にですね、おにぎりのレシピというか、おにぎり選手権ということもやったこともありますので、それも田舎館村むらおこし推進協議会というところでやっておりました。その協議会の中ではですね、新商品開発事業というものもやりましたので、そういった意欲のある方がですね、相談に訪れていただければ、相談に乗って、商品化できるようであれば、むらおこし推進協議会の方からいくらか助成金を出すということは可能です。以上です。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

何とか村を活性化するために一つ御尽力よろしく願いいたします。

続きまして、2の②宿泊施設の件ですが、平成26年、品川村長が議員の頃、一般質問しておりましたが、それから10年ほど経ちましたけれども、お考えが少し変わったのかなということでもあります。そこで私の考えではありますけれども、老朽化した老人憩の家を改築ではなく新築して、そこに宿泊施設を設けてはどうでしょうか。ホテルのような立派なものでもなくとも、田舎暮らしを体験できる宿泊施設、どうでしょうか。そこに村内の飲食店や観光農園などを載せたパンフレットなどを置いて、見てもらって、村を楽しんでもらいたい。観光客に。そういうことを御検討してみてはどうかと思いますけどもいかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

中山議員、暫時休憩させてください。

午前9時18分

休憩を解きます。

午前9時18分

村長。

村長（品川新一）

先ほども言いましたけども、2項目めの道の駅の宿泊施設というのはですね、今現在、

道の駅の宿泊はあそこに作れば本当に私も最高だと考えておりますし、一応当たってみました。第一にとりあえず今の道の駅をさらに発展させるためにはどうしたらいいかと今考えています。そのためにはどうしたらいいかっていうのは、いろいろ多方面から意見を聞きながらですね、考えてますけども、ただネックになるのが、国の史跡であるということです。ただ私の考えには、この国の史跡であってでも、埋蔵文化センターというものを作ってですね、きちんとした形を残しておりますので、そこら辺を含めながらですね、物事をこれから考えていきたいなと思っておりますし、そこにホテルも建てれば、またそれに越したことはないというふうに思ってますので、そこら辺もう少し、何て言いますか、今すぐには問題解決できないもんですから、そこら辺ちょっと待ってもらえればなど考えていますし。その国の史跡があるおかげで、いろんなものを建てない状況が続いております。ですからそこら辺の部分についてもですね、何とか対策をとってですね、できれば建てられるような方法を考えてますんで。本当に実際になるかならないかは、ちょっと今のところは声を出して返事はされませんが、そこら辺の部分考えてますんで。一応、もう少し頑張ってみますんで、そこら辺よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

村長のお話は分かりました。道の駅のところでなくても、温泉施設、だいぶ年数経っているんで、そこでもいいんじゃないのかなと。そこを一つ。

議長（平田隆人議員）

はい、村長。

村長（品川新一）

その温泉施設ですけども、だいぶ古くなっているのは確かでございます。前々から、私も議員やってる当時からあそこを作らなきゃいけないと、建て替えなきゃいけないと思ってますし。けども本来であればやる予定であったのが、公民館とか体育館、児童館、それらの方に建てるってということで、そっちの方も向いてしまったもんですから、財政も考えながらですね、そこら辺もこれから検討したいと思ってますので、よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

3番、中山勝晴議員。

3番（中山勝晴議員）

ありがとうございました。何とか一つ御尽力よろしくお願ひします。

以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、中山勝晴議員の一般質問を終了します。

次に、1番、阿保勇人議員の一般質問を許します。

阿保勇人議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

阿保勇人議員の登壇を許可します。

1番、阿保勇人議員。

(阿保勇人議員 登壇)

1番（阿保勇人議員）

議席番号1番、阿保勇人。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1. 道の駅の活性化について。本村の特産物販売拠点でもある道の駅いなかだて弥生の里の2022年の遊具施設解体や、建物の老朽化などに伴う集客の低下が懸念されております。今後の道の駅を活かした地域活性化について、村としてどのような御検討をされているか、以下の2点についてお伺いいたします。

①地域活性化として、遊具施設跡地広場に村民が交流しやすく、道の駅の集客効果も期待できるキャンプ場やバーベキュー場のようなアウトドアエリアの明確な設置などが考えられますが、現在どのような取組みかお伺いします。

②道の駅の活性化に向けて、指定管理枠の拡大と、更なる指定管理業者の公募実施も選択肢として考えられるかと思いますが、村としての方針をお伺いします。

続きまして、2. 村の雪害対策について。このたびの豪雪被害を受けて、今年の冬は特に厳しい除雪作業が求められたかと思ひます。今後の豪雪被害で引き起こる課題を解決するための除雪作業の効率化や、堆雪場の整備など、具体的な対策をより充実させていくことが重要だと考えますが、どのように対応されるお考えがあるか、以下の2点についてお伺いいたします。

①弘前市では、資格取得支援事業が実施されていて、農家の方々が冬期間の除雪での収

入を得る手段として資格を取得し、就業されているとお聞きしております。村としても、資格取得支援の仕組みを導入するお考えがあるかお伺いします。

②青森市、秋田県能代市では、空き地を利用した小規模堆雪場事業として、固定資産税の一部を免除している事例がございます。このようなことから、村での住宅密集地、工業団地での空き地を活用した村民雪寄せ場事業の導入を進めるお考えがあるかお伺いします。

以上、質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

(降壇)

議長（平田隆人議員）

阿保勇人議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

(村長 品川新一 登壇)

村長（品川新一）

阿保勇人議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の1項目め「道の駅の活性化について」の1点目、遊具施設の跡地についての現在の取組み状況については、道の駅に関しては遊具施設跡地だけの問題ではなく、道の駅を整備してから26年が経過しておりますので、各施設の老朽化や設備の更新など様々な問題が考えられております。現在、それぞれの問題に対し個別に対応をするべきか、ある程度全体的な判断をするべきなのかを検討しているところであります。いずれにしましても、多額の費用を要しますので、慎重に検討して参りたいと考えております。

2点目、道の駅の活性化に向けた、指定管理者についての村の方針を伺うについては、指定管理者の選定は選定基準に基づき公募することで、指定管理者の決定をしたいと考えております。

2項目め「村の除雪対策について」の1点目、弘前市のように資格取得支援の仕組みを導入する考えはあるのかについては、継続的な除排雪体制の構築を図るためには、技能資格を持つ方の確保は必要であると感じております。年齢的な条件なども考えられますが、冬期間における農家の方々の収入につながるとすれば、検討したいものだと考えております。

2点目、空き地を活用した雪寄せ場事業を導入する考えはあるのかについては、質問の取組みは土地の所有者と地区会が無償で賃貸契約を結び、地域住民が共同で空き地の利用、管理、後片付けを行う事業に対して、行政が固定資産税の一部を減免しながら支援を

している事業でありますので、村でも地区会が責任を持って空き地の管理を行えるのであれば、検討してみたいと思います。

以上で、私からの答弁を終わります。

(降 壇)

議長（平田隆人議員）

答弁漏れはありませんか。

再質問を許します。

1 番、阿保勇人議員。

1 番（阿保勇人議員）

質問1の①ですが、現在、遊具施設跡地には広場だけになってまして、そこで普段バーベキューなどをされている人たちは許可を得て、やられているのか伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。バーベキューやってる方たちは、ちょっと私の方では把握してませんが、道の駅の方で管理してますので、許可を取っているとすれば、道の駅の駅長等に許可を取っていると思われませんが、取ってない方もいらっしゃる可能性もあります。そこをちょっと把握してません。以上です。

議長（平田隆人議員）

1 番、阿保勇人議員。

1 番（阿保勇人議員）

あの広場を有効に活用するために、あそこでピクニックなどやりたい方たちもたくさんいらっしゃると思います。その時にどうやればその場所で、そもそも火を使用しているのか、とか。そこら辺の明確な、何かルールっていうものを明確に指示してもらえると、よりたくさんの方が訪れやすく、活用しやすいのかなと思っておりますが、その辺の明確な看板設置などというのは考えられますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。その辺に関してはですね、指定管理者と協議の上、可能であれば設置したいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

1番、阿保勇人議員。

1番（阿保勇人議員）

ありがとうございます。その指定管理枠、業者に関してなんですけども、指定管理枠の業者の拡大。要はもう一つ指定管理業者をさらに追加して、そこにアウトドアだったり、あの広場を活用できるような管理業者っていう公募も考えられるかと思っておりますので、まずそういう公募の実施も考えられているのかどうか、お伺いします。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。今現在、道の駅エリア全てのエリアは、株式会社アイナックさんの方で指定管理していますが、その指定管理の範囲をですね、変更して、切り分けといいますか、他業者を入れるということは可能だと思いますが、今の指定管理の期間が令和7年度末までとなっておりますので、それ以降に関しては可能かと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

質問終わりですか。

1番、阿保勇人議員。

1番（阿保勇人議員）

はい、ありがとうございます。ぜひ村としても検討していただいて、道の駅の活性化について尽力していただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、2の①の方になりますけども、資格取得支援という形で村民の方が除雪だ

けではなく、いろんな資格、今資格の時代と言われてる中で、いろんな資格の取得の支援をしていただけると、村民の方もいろんな職種の幅が広がって助かると思いますが、今後どのようにお考えでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今回、阿保議員の方から御質問あったのは、除雪の関係についての資格取得ということでございましたので、村としても村の先のことを考えますと、そういった選択肢というのもありなのかなということでお聞きしておりました。今、阿保議員さんの方からいろいろな資格ということのお話ございましたけども、いわゆるハローワークさんの方ですね、そういった求職を、もし仕事を探している方向けにですね、いろんな資格を取れる制度っていうのがございますので、そちらの方を御利用していただければありがたいなというふうに思っております。

議長（平田隆人議員）

1番、阿保勇人議員。

1番（阿保勇人議員）

ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

以上で、阿保勇人議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、平川重廣議員の一般質問を許します。

平川重廣議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、平川重廣議員の一般質問を許可します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

質問事項といたしまして、1. 補助金交付金と減税についてを一般質問で行います。村長は、先の村長選挙公約に掲げた新築住宅建設費の補助金交付と新設住宅の固定資産税減税について、以下3点について問います。

(1)建設費の補助金額を明確に示していただきたい。

議長（平田隆人議員）

平川重廣議員の質問に対する答弁を求めます。

村長、自席にて答弁願います。

村長。

村長（品川新一）

ただ今の、建設費の補助金額を明確に示せについてですが、川部駅東口や駅前などの住宅地が広がる中で、こうした補助金があれば、村の人口増加を後押しできるものと考えておりますが、現在のところ、補助金の条件であるとか、金額については具体的な考えはありません。時期を見て、判断したいと考えております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、村長がそのお話をしたんですが、それでは誰もがあの公約を見て、「ああ、もらえるんだなあ。」と思ったのがっかりしますよね。例えば、私が村長になる公約するのであれば、任期内というのが普通、通常だと思いますが、考えがないというのは、私は非常に残念だと思います。少しでもこういう方向に進むとか、そういうのはありませんか。お尋ねします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

私もですね、確かに公約にこういうふうを考えましたけども、今、村長になってからまだ4か月目なんです。4か月に入っただけでございます。その間、今、業務をこなしてきてですね、いろいろ問題点がいろいろ出てきます。道の駅にしる、先ほどの質問あった道の駅にしる、いろんな質問があります。まだ自分の公約についてのまとめは、まだほとんどできていない状態であります。ですから、今言ったとおり、今後、時期を見てですね、

正しい判断をしたいと考えておりますので。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

確かに4か月ということでありましたが、村長は川部の北部の踏切の、元農協の倉庫、汚い倉庫があった、あそこに住宅建ったのを御存知だと思います。あそこは現在、もう19軒の家が建っております。公約を見て「ああ、お金もらえるんだ。」と、遡ってももらえるのかとそういう期待も持っておるのが現状なんですね。住民の方は。そこをどういうふう。私たちはあの地区でいろんなものを配布しております。声をかけられます。じゃあ、具体的にどうなんだということになりますと、何もなし。簡単に、いつくれるんだという勝手な自分の考えでものを言うわけにもいきませんので。ぜひ早期に示して、村長4年間の中には必ずこれを決めていただきたい。そうでなければ、誰もこの村に住まない。そういうふうには私は考えますが、村長はいかがでしょう。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

確かに川部の西口の方は、今19軒と言いましたけども、確かに建っております。非常に立地条件が良くてですね、どんどん、どんどん住宅が建っております。さらにですね、今、東口の方に今村でやってる東口搭乗完成しましたけども、更にあそこに住宅を建てる予定でおります。それまで間に合うか間に合わないか、それはちょっと分かりませんが、いずれにしろ、先ほど言ったとおり時期を見てですね、適正な早めの判断をしたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

このお話については何回お話しても駄目だと思いますが、ぜひともこの田舎館村の副都

心である川部、これが一番栄えると私は思っておりますので、早急に示していただきたい。

(2)に移ります。補助金の原資はどこから出るんですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

補助金の財源としては、今のところ一般財源を考えております。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

(1)でもお話したとおり、補助金の金額を明確に示せということで示していなかったけれども、おおむねという、それも全然まだ頭に入っていないわけですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ですから、まだ今のところ、こういう私の公約に対しての説明はですね、まだついていないという状況でございますが、ただこの補助金の原資については一般財源を考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

はい、ありがとうございました。

(3)に入ります。固定資産税の減税ということであっておりますが、固定資産税は何年減税するのか、金額はいくらなのかお伺いいたします。

村長（品川新一）

地方税法による軽減措置に加えて、さらに、村独自の制度による軽減措置となりますので、具体的な条件や期間については、補助金を創設する際に合わせて、検討したいと考えております。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

先ほども何回もお話しておりますが、やっぱり住民はこの公約を待ちに待ってるわけなんです。減税。少しでも税金を納めた方が戻ってくる、また減税される。それを頼りにして村長を村長にしたわけなんですんで、ぜひとも4年間のうちに住民が納得いくような公約にしていきたいと思います。

では2番に移ります。結婚祝い金について。新婚生活居住者には、新しい家族準備金として「結婚祝い金」の支給とあるが、以下2点について伺います。

(1)結婚祝い金の支給額について示してください。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

結婚祝い金については、結婚に関する経済的な支援だけではなく、定住人口の増加、あるいは、子どもが村内の親の近くで暮らすことで、空き家問題の解決に繋がるものと考えております。現在のところ、条件であるとか、支給額については具体的な考えはありませんが、今後、村の財政の状況を見て、判断をしたいと考えております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、具体的に何も考えていないということですが、例えば昨年、昨々年でもこの田舎館村に婚姻届した数はどのぐらいなんですか。

議長（平田隆人議員）

暫時休憩いたします。

午前9時45分

休憩を解き、会議を再開します。

午前9時47分

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間で婚姻の届け出は64件です。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、住民課長が64ということでありましたが、64。例えばこの祝い金について、一人、村長の懐の深さで100万円くれるとかとすると、すごい金額になるわけですね。村長は、この結婚について、何らかの私、記事で見た経験がありますが、10組ぐらいという考えを持っていただいたいんですが、いかがなもんですか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

私は婚姻届出したのが、今これ実際64件ありますけども。今、結婚する人たちがあんまり少ないんで、さらには下がっている可能性があると考えておりますんで、そんなに数は多く、出てこないのかなと思ってます。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、少子高齢化が問題視されている中で、結婚するそういうの少ないという村長の言葉にはびっくりしました。

(2)に入ります。この結婚祝い金に対して、再婚の方も対象になるのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

これについて様々なケースがあるものと考えております。祝い金を始めるまでに条件を整えて対応したいと思っております。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ぜひ再婚も結婚には変わりないと思っておりますので、ぜひ村内の結婚する人に祝い金をやっていただきたいと思います。

次、3番に移ります。3番は訂正、加筆のところがありますので、3番の「災害対策拠点となる地」の次に「区」を入れてください。あとは「立替」の文章のところ、物の「建替」、ここ2か所ありますので、訂正してお詫びいたします。

では、3番に移ります。災害対策拠点となる地区施設の整備充実について。災害対策の拠点施設や避難施設となる21地区施設のうち18施設が老朽化しており、災害時には避難ができないのが現状であります。建替にも、地区独自では不可能であります。行政は現状をどのように考えているのか、4点について伺います。

(1)建替による行政の補助金についてをお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

物価高騰により建築費が上がり続けている現状は承知しておりますので、今後、補助金額の内容について検討することも必要だとは思っております。建替に関する制度としては、これまでの補助金制度で支援することで考えております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許可します。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、この18地区の施設が非常に老朽化してるというのは、村長は御存知ですよ。私も21地区ある中で18地区を外、中を確認しました。特に東光寺ですか。すごい、畳がもう大変なことになっておるんです。これを1年一つ建てたとしても、今は最低でも5,000万はかかります。18年間ずっと待つのか。それとも小中一貫校で財源がないから、お前たちは黙って見ているというのか。まずそこも問題です。

今、村長がおっしゃったあの補助金について、皆様も御存知のとおり、主な田舎館村地区施設等整備事業補助金についてというのがあります。集会施設設置事業として、工事、着工年とかいろいろ書いておまして、何分の何とかあります。これについては、この金額を定めたのはいつ頃なのか。今の時代にそぐわない、補助制限額なのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。議員、御質問の今の補助金制度の金額設定の時期についてでございますが、申し訳ありませんが、その時期、改正時期の経緯というのをちょっと資料ございませんので、この場で申し上げることは、すいませんができません。

ただ、その後の金額に関してでございますけれども、村長答弁したとおり昨今の物価高ということを考えますと、これから変更を検討するということが必要なんだろうなというふうには考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、総務課長もお話ししたとおりでございますが、例えば集会施設改修事業50万以上かかった場合は100万、やるよということです。集会の解体事業については、2分の1の200万。今、200万で小屋一つより解体できないんですよ。川部地区も運良く3年前になりますか、解体、昔の川部公民館。最初の見積りは800万かかりました。それで、その当時はこの解体の補助金もなくて、私がお願いしてここに載ったわけですが。今のあの建物を見ても、どうせ何もできないのが現状です。川部地区においては、世帯数も多くて、1年に1万円ずつ5年間、5万円ということで、ある一定の金額が集まりましたが、小さい地区ではどうするのか、村長は考えたことありますか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

確かに古い公民館というのは、集会施設が多々残っております。実際、今あがってきている大根子地区の公民館も、それから垂柳の集会施設もだいぶ古くなっております。もう地域住民としては、建てたいというのが本音でしょう。どこでもそうだと思います。でも、なかなかそれを全部村でやるとなれば、相当なお金をかける要素でありますし、いろいろこれからこの補助金というものに対して検討しながらですね、支援することを約束したいと思っておりますけども。ただ、これも人口割もありますので、川部地区みたいに人口が多いのは楽なんですよ。確かに。そういう部分もありますけども、そういうのも含めながらですね、どのような補助をしていけばいいのか、そこら辺を検討する余地があると思っておりますので、そこまでこれからそういうふうな状況も考えながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ぜひともこの任期中に目処をつけてください。任期中と言ってもあと3年半しかないんです。これは住民がやはりもう捨てられたのかと思うんですよ、どこの建物を見ても。それをぜひこうしてやるんだという、せめて目処をつけて。次また私が村長になったら建て

てやるという、そういう意気込みを持ってお願いします。

2番に入ります。何年計画で地区18区の、行政は執行、実施するのかをお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

村が主体となって実施する考えはありません。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

先ほども、お金の話ばかり私して大変申し訳ないんですけども。体育館も建った。中央公民館も建った。素晴らしい建物ですよ。それで住民が生活する、そこは蔑ろにするという、私は考えは全く理には合っていないと思いますが、しっかり目処をつけていただきたいと思います。

(3)に移らせていただきます。新設する場合、これからは耐震化が皆さん非常に重要だと思います。この耐震化を含めると、また莫大なお金が住民にかかっていくわけです。全て避難箇所である会館には、耐震の装置を行政では負担するのかお願いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

村の補助金制度では、それぞれの事業ごとに限度額の範囲内において、村から半額の補助金が交付される内容となっておりますので、その中での対応となります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

村長、ここにある補助金の一覧の中に耐震の建物の総額の2分の1、これを付け加えてください。なぜかという、避難した場合に、そこに避難したところが、災害でなくなる可能性もこれからあるわけです。ぜひともこの整備補助金について、ここに一項目つけていただきたいと私は思います。

4番に入らせていただきます。健康保健協力員の現状について。保健に関する指導相談、健康保持増進の普及を行い保健活動を行っているが、担い手が不足するのが現状であり、以下3点についてお伺いいたします。

(1)保健協力員の担い手不足についてをお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

保健協力員のなり手がなくて、難しいとの話は聞いておりますが、何とか地区会長さんには御理解をいただき、協力していただきたいと思っております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今年が更新時期でありまして、川部・和泉地区では11名の保健協力員がおります。2名の方が辞めるということで、なかなか見つからないのが現状です。なぜかと言いますと、大体一人頭60件ぐらいのものを配布しなきゃならないわけです。昔みたいに隣近所分かっていればいいんですが、ほとんど分からない家が多くなっておりますので。それについても後でもお話しますが、もっとやりたいという気持ちにならせるような制度にしていきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

確かに、なりたいていうのは本当に少ないです。私の住んでいる地区でもですね、1回やると何年もやってる状況でございます。新しい人がなかなか出てこない。それをですね、地区長さんをお願いして、何とか今状況間に合わせている状況です。何とかここら辺も改善を加えてですね、村でも協力してやりたいと考えていますので、どうか一つ協力お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ありがとうございます。

(2)に入らせていただきます。保健協力員の年間報酬についてをお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

保健協力員の年間報酬は1万4,300円です。

議長（平田隆人議員）

平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

この1万4,300円について、村長は安いか高いかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

実際、私も安いか高いかという判断はちょっと分かりませんが、どういう形で1万4,000円だったか分かりませんが、心を考えれば、今後この予算を検討してみるべきだとは考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

例えばですね、こういうA4の封筒、皆様にも各家庭に回っていったと思います。この世帯を考えると、田舎館にはだいたい今2,900世帯ぐらいですか。それに切手を貼ったとして、A4ですから180円、100万円以上はってしまうわけです。戻りの、これも郵送ですと、すごいお金なんですね。保健協力員には1万4,300円×62名ですので、現在、88万7,000円ぐらいよりかかってないわけです。それを村長はどういうふうに考えているのか。もっと、この2月ごろ来たこのA4の封筒を回すのは大変だなという、もっとあげたいという気持ちはあるものですか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。金額の話になりますけども、郵便料との兼ね合いで計算すると、確かに報酬額は見合っていないかもしれませんが、けども、地域の健診、健康を進めるという意味でも、保健協力員というのは大事な組織でございます。保健協力員の報酬のですね、近隣の報酬額を調査したところ、田舎館村は決して低いわけではございません。その他に、保健協力員会という会に補助金として25万円。また、ボランティア保険として保険もかけてございますので、それらも含めると適正というか、今後いろんな物価高騰等もございすけれども、他の委員等の報酬もございすし、そういうものも兼ね合いしながら、もし検討していけるのであれば検討していきたいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

そもそもですね、この保健協力員というのは、多分私が知る限りでは、平成9年にできたと思います。平成10年から村の補助金も交付したというふうに聞いております。平成20年には保健協力員等連絡協議会も作っております、結構歴史が長いわけです。では、平

成10年に補助金制度を作った、このときの当初の金額を厚生課長、お分かりでしょうか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。金額については、集中改革プラン等の兼ね合いで一旦10%削減した経緯がございますけども、今現在は元の金額に戻して、報酬を今の現在の1万4,300円にしております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ぜひともですね、私が声をかけてこうしてやってるんですが、1万4,300円にこだわらず、きっちり切りのいいところで1万7,000円ということで、ぜひとも予算付けをしていただきたいと思います。なぜかと言いますと、このA4の封筒1枚だけを持って歩いて終わりじゃないんですよ。年15回ぐらいのいろんな会合がありまして、そこにも行ってるわけなんです。役場に来るときもあると思います。自主活動年3回、協力事業年3回とかいろんな会合を持っております。ぜひともガソリンの高い、いろんなものでありますので、ここで新しくなった村長が1万4,300円を1万7,000円にしたとなれば、かなり皆様が喜ぶと思いますので、ぜひ1万7,000円で、補正予算で組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

素晴らしい御提案だと思いますので、課の方で検討しながら考えてみますので、よろしくをお願いします。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ありがとうございます。ちなみに、令和6年、7年も同じ予算額を見ますと88万7,000円でしたので、ぜひ上げていただきたい。

最後の(3)に入ります。現在62名の保健協力員がおりますが、この人数は適正と思われるか。お伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

これは各地区によって、担当する世帯数にばらつきがありますが、おおむね適正な人数だと考えております。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

ある人が言ったんですけども、土矢倉がありますよね、21の地区の中に。あそこに保健協力人がいなくて、前田屋敷の人がやってるとか、十二川原の方の近くに人がいなくてやってるとかっていう話を聞いたんですが、それは本当ですか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。保健協力員については土矢倉も1名ございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

小さい地区はだいたい2名なんです。多いところで田舎館地区が4名、前田屋敷が4

名という、だいたいそのぐらいの人数です。ぜひとも1人でも多くの方が保健協力員に
していただいて、数を多くしていただければその負担も軽減すると思います。

また、一番問題になるのが、15年経てば表彰されると、表彰された途端に辞めていくわ
けなんですね。それを辞めていかないような方向で、厚生課長としてつけていただければ
と思いますが、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。表彰を受けたから辞めるというふうなことにはならないよう
に、皆さんにも浸透させていきたいなと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

表彰されてぷੱつり辞められた経緯も私今年ありまして。後釜見つけるのも、15年も長
くやっていると、その人は目をつむっても物を配布、何でもできます。ところが新しくなっ
た人は、晴天の霹靂なんです。まさか自分がやるとは思ってなかったでしょうね。そうい
うのもありますので、再度また申し上げますけども、1万7,000円。課長、村長、1万7,00
0円を頭に入れてください。以上をもって、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（平田隆人議員）

以上で、平川重廣議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時10分

休憩を解き、会議を再開します。

午前10時20分

4番、田澤隆議員の一般質問を許します。

田澤隆議員の一般質問の方式は、一問一答方式です。

自席において、田澤隆議員の一般質問を許可します。

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

4番、田澤隆です。議長のお許しをいただきましたので、私から質問させていただきます。

質問1、豪雪対策について。田舎館村においては12月中旬から1月上旬にかけての記録的な大雪災害となり、豪雪対策本部を立ち上げて対処してきたわけですが、最新の被害状況とそれらについての対策等について以下の3点について伺います。

①1月7日に県が災害救助法を適用されたわけですが、2月6日の本部会議の報告では、村内の建物の被害件数33件とありました。その全てが県の被災者生活再建支援制度の対象外でしたが、その後の件数や状況などを伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

豪雪対策本部で報告した被害件数は、住民の方などから寄せられた被害相談について、集計したのですが、その後に被害相談は受けておりません。

議長（平田隆人議員）

再質問を許可します。

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

その後、ないということでしたけれども、それであればこの対象外となった建物については、村から、被害は受けているわけですので、村から何かしらの支援等を考えておられますか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。住宅の軒先が一部破損、壊れたということでお聞きしてございますけども、その方々に対する支援といたしますか、そういったところ村の方からの支援というところは、今現在、特に考えてはございません。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

考えてないということでありましたけれども、もしその方々が高齢者一人暮らし、あるいは低所得の方々であってでも、そこは一切考えないという考えですか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

今現在、その被害の状況というのを個々各々の御家庭でまちまちでございます。ただ、個人の財産でございますので、個人が保険等により担保していくものではないかなというふうに、今現在は考えてございます。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

何かしらの見舞いの的なものであってもいいので、ちょっと検討していただければと思います。

続きまして、②農業においては、りんごやビニールハウスの被害が大きいところだと思います。村ではこれらの被害の申告を受付中ですが、現在の被害申告の状況と、それらの対処・対策について伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

2月末現在で把握している被害状況は、ビニールハウスの倒壊が34棟、りんごの枝折れや幹割れが、村内全域で確認されており、22件の申告で面積が約10町歩に及んでおります。今後、被害件数はさらに増えるものと考えております。

また、被害の対策については、中山議員の質問にお答えしたとおりで、今後検討して参ります。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

りんご等に関してはこの後さらに増える可能性もありますけれども、被害を受けたのか、今後、りんご、ビニールハウスの倒壊等を含めて、今後収入や収量が減少し、所得が減ることが予想されます。今回被災された方々には、村としてできることであれば最大の支援として補助率の大きな補助金というものを想定していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

お答えします。国、県も支援を考えていますので、その状況を見ながら、村でも考えていきたいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

今、国や県の状況を踏まえてということではありましたけれども、例えば地方交付税あるいは地方特別交付税といったようなもの、これらは確か紐付きで使用されない、使用しなくてもよいものちょっと記憶しておりますけれども、こういうものを今回は大きな災害でありますので、こういう場において活用していただければなと思うんですけれども。確か特別交付税に関しては、その他の自治体でも災害等には活用しているという記憶もあ

ります。村としてはどのように考えておられますか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。田澤議員のおっしゃるとおり特別交付税はこういった災害が起きたときに対応する原資として、国から交付されているものでございます。村においても、今回の豪雪において交付の方をされておりますけども、使い道としましては村内の除排雪、こちらそういった生活を支えるものに、現在、充当としてございますので、住宅であるとかこういった先ほどの見舞金であるとか補助金であるとかそういうお話ございましたけども、それは特別交付税で対応するというよりは、一般財源の方とかそういったところで対応したいなというふうに考えてございます。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

国や県の基準、あるいは周りの市町村に沿ったような横並び的なこの支援等ではなく、田舎館村ここは1次産業でも成り立っているような村でありますので、どうぞこの辺に関しては力強い支援を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③ですね。田舎館村には大規模な自然災害が発生したときに活用できる予算を確保しているのか伺います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

村では災害復旧のための財源として、財政調整基金に積立てを行っているほか、災害に対する予防対策、復旧対策、復興対策などを円滑に進めるため、災害対策基金を設けながら、万が一の災害時に備えております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

財政調整基金、田舎館村財政調整基金という形での条例にも上がっておりますけれども、この部分ですね、現在、いくら金額的なものありますか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

はい、お答えをいたします。今定例会の方に3月補正等々においても予算案の議案の方、計上してございますので、そちらの3月補正後の金額として申し上げます。財政調整基金については、3月補正後では約21億1,400万円ほどの残額となる予定でございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

これらの基金からも出せるのであれば、災害時にこの基金を使うための条件、また要件といたしますか基準といたしますか、そういった条件等はあるのでしょうか。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

お答えをいたします。災害のときに使える条件とかそういったことは、特にありません。村としても災害の大きさに対応した形で、適切な予算を組んで対応していきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

課長のおっしゃるとおり、まずは生活、村民の生活を重視した部分に活用していくものと思われましても、各地区均等に大雪となったわけで、大変な被災をされている方が多いわけですね。最近では、財政調整基金、これが使われた例はありますか。また、災害、いわゆる災害と言われるものに使用した、過去において、使用した例はあるのか。また、今回はこの大きな災害、過去に例のないような豪雪災害ですので、今回はそれらを切り崩して使うような考えはあるのか改めて伺います。

議長（平田隆人議員）

総務課長。

総務課長（阿保春仁）

最近、災害等に使われた例はあるのかということでございますけれども、昨年ですか、大雨が降ったときの影響で大袋地区と豊蒔地区に避難指示を出して、中央公民館、避難所を開設した経緯がございます。そのときに災害救助法の適用範囲に含まれたかなと思っておりましたので、その避難所設営、運営に係る経費を申請した経緯がございます。

ですので、そういった財源としては使った例はございますけれども、事前にどうのこうのとか、そういったことはなくてですね、災害発生時に適切に対応していきたいという考えでございます。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

ぜひ今回もまたできることであれば、その辺から大きな予算をまたちょっと計上していただいて、村民の方にちょっと安心を与えていただきたい。そういうふうに考えております。

それでは2番の質問に入ります。防雪柵について。今回の雪害は、重く湿った雪が連日降り続いた豪雪被害でしたが、雪の被害として風雪被害もあります。村では風雪による吹きだまりの発生する村道について、どのような対策をとっているのか、以下の2点について伺います。

①予防対策として防雪柵が有望と思われまますが、村が設置した防雪柵は何か所あります

か。また、住民や地区会からの要望等がありますか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

村が設置した防雪柵は、全部で5路線ございます。

また、今のところ住民や地区会からの要望はございません。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

この防雪柵、金額も相当かかるものと思われませんが。ちなみにですけれども、基本的に10m単位なものか1mか分かりませんが、そういったおおよその金額というのは提示できるのでしょうか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。設計してというわけではございませんが、近隣の状況とかを見ますと、おおむね10万弱ぐらい1m当たりというふうなことでよろしいかと思えます。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

結構値段もかかるのは確かなんですけれども、やっぱり必要性、危険性などを踏まえて、ちょっと実現していただきたいと思っております。

②大根子地区と大袋地区をつなぐ村道について要望があれば、村としてはどのような対

応を検討しますか。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

現在、村内にある防雪柵に関しては老朽化が進んでおり、計画的な更新についての検討が必要となると考えております。過去の議会答弁と同様に、新たな防雪柵の設置は考えておりません。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

すぐというか、近くを同じく大根子から豊蒔方面に向かう県道があります。こちら県道です。しっかり防雪柵をしておりまして、対策をとられておりますけれども、大袋に向かう道路、こちら弘前方面に向かう車が、村内外の車が走っておりまして、結構交通量の多いところであります。また、弘前市内の方の高校、大学等に向かうために家族が送り迎えしているというような話も結構聞く道路ではあるんですけども。また、近年ではスクールバス、こちらも走っております。ぜひ、そういうことを考えた場合ですね、そういう要望が地区、あるいはいわゆる近隣から上がった場合はぜひ検討していただきたい。そのようなことを改めてお願いしたいんですけども、どういう考えでいらっしゃいますか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、お答えします。そこの大根子～大袋間の路線につきましてですけども、過去の一般質問等でも取り上げられたことがありまして。今年ですね、今年度、視線誘導標というようなものを設置しております。光るやつ。それで注意してもらおうとかですね、今現在そういう形での安全対策としては取っております。金額とか、いろいろな村の今後の事業等のバランスも考えながらですね、将来的に検討としては必要なところなのかなという

ふうには思っておりますが、すぐ対応できるかと言われると、なかなか難しいのかなという状況でございますので。きちんとした雪、降雪、風雪の状況を注意深く見て、吹きだまり等できるようであれば、それについて除雪の対応をしっかりとるか、そういった形で安全対策の方には努めて参りたいと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

今、課長さんの方から過去にそういう要望があったというお答えいただきましたけれども、それ何年前で、そのときのなぜ着手しなかったのかというような理由等はあるんでしょうか。

議長（平田隆人議員）

建設課長。

建設課長（中村甲一郎）

はい、昨年ですね。昨年、要望というか、今と同じような御質問というような形でありまして、その際も今と同じような答弁になりました。以上です。

議長（平田隆人議員）

4番、田澤隆議員。

4番（田澤隆議員）

分かりました。それではその件に関して、改めて強く要望するという形をお願いしたいと思います。私からは以上です。どうもありがとうございました。

議長（平田隆人議員）

以上で、田澤隆議員の一般質問を終了します。

次に、2番、浅原尚子議員の一般質問を許します。

浅原尚子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、浅原尚子議員の一般質問を許可します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

2番、浅原です。新村政も始まって4か月に入ろうとしております。4月、新年度を控え、身の引き締まる思いでございます。そのような中、私からは四つの質問をさせていただきます。

まず一つ目、小中一貫についてでございます。村長選におきまして、村長は小中一貫の実現の公約を掲げてございました。その中で、総事業費はどのぐらいを考えてそのような公約をあげたのか。また、その財源について伺いたいと思います。

議長（平田隆人議員）

浅原尚子議員の質問に対する答弁を求めます。

教育長、自席にて答弁を願います。

教育長。

教育長（工藤義明）

浅原尚子議員の一般質問の「小中一貫について」の一つ目、総事業費はどのぐらい考えているのか、その財源はについて。近年、村では中央公民館及び村民体育館、児童センターなどの建設事業を行っており、また現在においても、川部駅前のヤード開発など多額の費用を要する大型建設事業が継続的に行われています。それに伴って、建設事業費の地方債借入残高、換言すれば、借金の残高は年々増加しており、毎年度の償還額も当然ながら増加しています。また、近年の建設物価が高騰していることを考慮すれば、学校建設費もまた、多額の費用を要し、それに対応する財源が必要となります。小中一貫校については、老朽化した建物を単に新しい建物として建設するのではなく、小中一貫校にはどのような利点があるのか、そのために具体的に必要なものは何か、建設や設備の規模はどの程度か、村の出生率を踏まえ、将来の児童生徒はどのように推移していくのかなど、今後検討していかなければならない課題が山積しております。このことから、現時点で具体的な総事業費や財源などをお示しすることは、まだ難しい状況にあります。以上であります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

それでは何の目処もなく、このような公約を掲げたのでございましょうか。やはり、そもそもどういう方々、関係者、どのような場面でどのぐらいの方々と話し、またこのような政策を公約して掲げたのかお聞かせいただきたいと思います。毎回このようなお答えでは、それで村民は納得するのでしょうか。お願いいたします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの質問について、総事業費については、今後、確定していくものと思いますが、事業の財源としてはまず、国庫補助事業であります公立学校施設整備費負担金と、起債として学校教育施設等整備事業債、そして、光田寺小学校の用地と施設を売却した費用の一部を積み立てた田舎館村学校教育施設整備基金、残りを一般財源からと考えておりますが、事業の規模や内容によっては違う財源を利用するのであれば、そちらも利用して参りたいと思います。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

とりあえず確認できました。財源については、国からまたその割合、様々あると思うんですけれども、しっかりとこれを具体化しなければ進んでいけないと思います。そこを具体化していただきたいと思います。

2番目に入ります。村長の任期中、小中一貫に向けて着手するためのスケジュールをお示ししていただきたいです。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

任期中の小中一貫に向けて着手するためのスケジュールについてのことですが、先ほどの御質問と同様に、着手するためのスケジュールにつきましては、何年後に小中一貫校教育を創設するのか、どのような教育課程とするのか検討する必要があります。そのために

もまず課題を整理し、将来の児童生徒数、学級数の推計や変化する教育環境、また、現在の学校施設の活用計画など総合的に判断し、実施までのスケジュールを今後検討して参ります。その上で、村長部局からの十分な財政的余力と見通しが出了場合、建設を着手する時期が整ったと判断した時点で、速やかに学識経験者、村内各種団体等を含めた策定委員会を設置します。そこで必要事項について慎重に審議していただき、小中一貫校学校施設整備基本計画を策定し、計画に沿って整備を進めて参ります。以上であります。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

それでは公約にも掲げたにも関わらず、まだ漠然とした予定というか、そういうことしかないということですか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

村長の公約については、そういった公約でありましたけれども、教育委員会としての話として、教育委員会の中では、教育委員の方々と検討したこともございまして、やはりそのときは小中学校の空調設備の工事であったり、屋根の改修をするということが必要になって、そういったことにまず、事業費をまず使ったということと、あと、先ほど教育長の方から述べましたとおり、様々な大型の建設工事をやっている中で財政的な見通しができるまでは、当面の間、児童生徒数の推計であったり、そのときに必要な教育環境を検討していくということをしていくということで教育委員会の中では考えておりますので、そのことを御理解いただきたいと思います。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

やはりこれは非常に村民の方々も関心が高いと思いますし、考えていかなければならない。多分、そのような考えがあったから公約としてあがり、また取り組むと思いますの

で、引き続き実現に向けて政策の一つ一つのように取り組みを進めていくのか、具体的にお示ししていただきたいと考えます。

では、次のスクールバスについて移ります。スクールバスの停留所についてでございます。今季の大雪の影響で停留場所・校地内の除雪、スクールバス運行は大変であったと考えます。そこで2点について伺いいたします。

スクールバス運行に支障やトラブルはなかったか、お示しいただきたいです。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

「スクールバスの停留所について」の、スクールバスの運行に支障やトラブルはなかったかについてですが、この冬、スクールバスの運行は、過去最大級の豪雪により運行路線が狭隘となり、いつもより時間がかかるなど運行に影響がありました。その中でも、スクールバスが雪にスタックするなど、運行に支障があったケースは2件ありました。しかしながら、いずれのケースも速やかにバス会社と学校が連携を図り、保護者には連絡を取り対応しており、運行についての大きなトラブルとは言えるものではありませんでした。今後も急な天候等の状況にも速やかな対応ができるように、小学校とスクールバス運行業者との連携を図りつつ、保護者からの御理解と御協力を得ながら、児童の安全に配慮した運行を努めて参る所存です。以上であります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

2件あったということですが、大事に至らなくてよかったと思います。

では、(2)の停留所についてでございます。停留所についてはスクールバス運行時からその後、現状の把握、見直しなどを行ったかお尋ねします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今の運行場所、現状把握、見直し等を行ったかについてですが、教育委員会では田舎館小学校と情報共有して、停留所場所の現状の把握に努めております。また、停留場所については、これまでも見直しを行っており、地区の保護者等から要望があった場合には、田舎館小学校やバス運行会社と随時協議、検討しています。そのことから運行上の問題がないと判断される場合は、見直しを行い、児童にとってより安全で安心な場所に設定したいと考えております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

小学校や保護者とは連絡を取っているということですが、スクールバスを停めるところはやっぱり住民の方々も関わってくるわけですが、住民の方々の生活環境、形態、また家族構成などの変化などもございます。現行ですっといいのかというところですが、そのところはどうかお考えでしょうか

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。住民の方々の健康状態、そういった状況も踏まえてるのかどうかということだったんですけども、そういった情報というか、そういった御連絡をいただきましたら、私どもの方で検討いたしまして、現状の把握を行いながら、対応に努めて参りたいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

何度か役場の方には申し入れをしたそうなんですけど、なかなかそこから聞き入れてもらえないという方がおります。そういうことがあった。また、停留所の近くの方が高齢化し

ている。そのために雪を片付けなければいけないなど、やっぱり言いたくても言えないこともある、子どもたちのことを思えば言えないこともあるということなのですよ。なので、そこはやっぱりしっかりと把握していただいたり、相談に乗っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、今後も引き続きですね、住民の声をお聞きしながら、変化している社会情勢の中で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

はい、よろしく願いいたします。やはり具体的にいつ頃どのような形で行うか、聞き取りに行ってもらえるか、聞いてもらえるかというものを今後しっかりとお示ししていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の物価高騰による給食費への影響について質問させていただきます。原料価格高騰及び物価上昇などにより物価高騰の影響が長期化する中で小中学校、学校給食の食材調達においても、多大な影響を受けていると思っております。そこで2点について、お伺いいたします。

現段階で給食の質、量、栄養、カロリーを充分提供・維持できているのかお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今の質問の給食の質、量、十分な栄養、カロリー提供・維持できているのかについてですが、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することや、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るのに不可欠

な栄養バランスの取れた食事モデルとして、家庭における日常の食生活や将来の食事作りに資するものと考えています。近年の物価高騰には、大変厳しいものがあります。そこで、本村では国の学校給食摂取基準に基づき、食材の選定や献立を工夫するなど、十分に栄養バランスの取れた給食となるよう日頃から努めております。以上であります。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

今のお話を聞いて安心いたしました。どこの市町村でも大変苦労されているということですので、やはりその中でも子どもたちが満足感を得られ、健やかに成長できるよう、また保護者が安心できるようにしていただきたいと考えます。

2番目に入ります。そのような中で、多分これからもまたもっと物価上昇というのは続くと思うのですが、今後は値上げを行う予定はございますか。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今後は値上げを行う予定はあるのかについてです。平成26年度に学校給食を実施して以来、現在まで食材の選定、献立の工夫によって、給食の質や栄養バランスの維持に努めて参りました。しかしながら、近年の厳しい物価高騰に伴って、学校給食用食材の価格も徐々に上昇しております。今後も上昇が続くと考えられることから、同じような給食を提供することが困難になると想定されます。このことを踏まえて、来年度から小学校給食費1食当たり300円を50円上げて350円に、中学校給食費1食当たり320円を60円値上げして380円に改定したいので、その点をどうか御理解いただきたいと思っています。以上であります。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

今、値上げを行うということですが、これは保護者負担になるのでございますか。それとも村の方で対応していただけるのでございましょうか。

議長（平田隆人議員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

お答えいたします。保護者の負担になるかどうかというその点だったんですけども、現在のところは県の補助金を活用して無償化していきたいなというふうに考えてございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

これも値上げの部分も保護者負担にならないということで安心いたしました。そういうことも、いち早く保護者の方に発信することで保護者の方も安心できるのかと思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、伝統文化の継承について移りたいと思います。「伝統芸能・風習・文化行事について」でございます。少子化などで次世代に残したい伝統芸能等の存続の危機が危惧されている現在でございます。次世代に残していくための村の考えについてお伺いしたいと思います。

まず、田舎館村にはどのようなものがあるかお示してください。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

伝統芸能・風習・文化行事について、田舎館村にはどのようなものがあるかということですが、村内の伝統芸能や風習、文化行事については、村指定文化財である獅子踊りや各地区で行われているボーノ神送り、カパカパと福俵、地藏様祭り、権現様、年縄奉納、ねふた祭り等、村全体で26の芸能・風習文化行事となっています。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

26ものこのような伝統文化があるということ。それに対して、田舎館村からの助成はどの程度なものか、どのような団体にどれだけの予算を組み込んでいるかお知らせください。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

村からの助成があるのか、どのような団体にどれだけの予算かということについては、村指定文化財である垂柳獅子踊りについては垂柳獅子踊保存会補助金として4万5,000円を助成しています。

また、村内各地区で実施している地域の伝統芸能等を次世代に継承していくための伝統文化の保存活用のための事業については、コミュニティ推進事業補助金において1事業2万円を上限として助成しています。以上であります。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

今おっしゃった4万5,000円、垂柳。各地区2万円ということですが、聞くところによりますと、そういうものを維持管理、運営するためには多大な費用がかかっているということですが、そういうケースもあるということです。衣装代ですとか、小道具調達などに数十万かかっているということを聞きました。後世に残したい、伝えていきたいという思いで、その団体の会員さんたちが必死に取り組んでいるのに対して、4万5,000円というのは、私からしてみたら非常に満足いく援助ではないと思うのですが、また村としてもそれ以上に手を差し伸べるようなお考えはないか伺います。

議長（平田隆人議員）

教育長。

教育長（工藤義明）

今の質問のお答えになるかどうかちょっと不安もありますけども。新しい制度や援助については考えておりませんが、今後、伝統芸能・風習・文化行事等を継続維持するための引き続き実施団体や各地区を協議しながら、国、県、財団等の補助金の活用を含めて、検討していきたいと思っています。以上であります。

議長（平田隆人議員）

2番、浅原尚子議員。

2番（浅原尚子議員）

考えていないということは非常に残念でございます。やはりこれは各団体にとって本当に残念なお答えで、私も本当に残念なんですけれども。これを残していくためには、私たちも動いて、少しでも協力できればいいなと考えてございます。

これを継続するために、やはり各団体は村からの支援というものが大きいと思います。期待していると思いますので、形にさせていただけるように御尽力いただきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。

議長（平田隆人議員）

以上で、浅原尚子議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、小野正幸議員の一般質問を許します。

小野正幸議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において、小野正幸議員の一般質問を許可します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

議席番号5番、小野でございます。初めてですので、御迷惑をおかけするかもしれませんが、一つよろしくお願ひしたいと思います。

まず、質問に先立ちまして、昨年11月に行われました村議会議員補欠選挙において、村民の皆様の温かい1票により当選させていただきました。このように質問する機会を与えてくださり、大変ありがたく、村民の皆様の声にお応えしなければとの思いを新たにしているところであります。まずもって、この場をお借りして、厚く感謝と敬意を表したいと

思います。ありがとうございました。

それでは、議長の御許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。まず第1として、温泉施設の現状及び利用状況について。村内には村民の皆様が憩いの場として、また、近くの3か所の温泉施設に入れる喜びを感じているというお話をよく耳にいたしますが、大変ありがたく思う次第です。その中でも光田寺コミュニティセンターは新しく改築され、利用されている皆様には大変喜ばれていることと思われま。過去にも、幾度となく質問されているとは思いますが、この度、改めて御質問させていただきます。

①川部ふれあいセンターで、設備の故障により、数日間休業したことがありますが、そのほか3施設について修理、改修の必要性など建物及び設備の現状についてお伺いいたします。

議長（平田隆人議員）

小野正幸議員の質問に対する答弁を求めます。

村長は自席にて答弁を願います。

村長（品川新一）

光田寺コミュニティセンターは修理・改修の必要はありませんが、川部ふれあいセンターは、屋根の補修、風呂場の出入口の修繕やトイレの改修などが考えられます。また、老人憩の家については屋根の補修や脱衣所の床の歪みなどがあると聞いております。いずれも改修期間中は温泉が休業する可能性がありますので、指定管理者との話し合いなどで時期や改修場所の順番を決めたいと思います。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

今、村長の答弁の中で時期は決められないということでございますが、待っていれば、やっぱり今、川部については、屋根の保守、段々段々劣化して参ります。早め早めの対応が必要ではないかと思われま。

同じく憩の家も50年という月日を擁しているわけなので、その辺の時期等々もやっぱり考えていかなければならないのではないかなと思われま、いかがでしょうか。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおり、早め早めの対応というのが必要であるとは認識してございます。村長の答弁でもありましたとおり、いろんな屋根の以外にも補修箇所が見受けられる。早期に改善というところまでは行けませんけども、そういうふうなものも見受けられるところもございます。改修するとなると休業になる可能性はございますけども、その屋根の補修に関しては、今後また関係部署と協議しながら、必要に応じて対応していきたいと思っております。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

今の川部のことについて言えば、休業という、やむを得なく休業されてるわけなんですけど、皆さんの声を聞くと、いつ修理終わるんだと、いつ工事終わるんだという、要は、待ってるわけですよ。温泉に入りたい、近くへ行きたい。そういう中で、村民の皆様にも周知、これが十分に行き渡っているのか。例えば、おおよその目安、これらを住民の皆様にも知っていただくことはできないものかお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

お答えいたします。今の具体的な質問で、ふれあいセンターの1月の10日ぐらいから休まれたことに関しての御質問だと思いますけども。ちょうどですね、1月10日が金曜日でございました。1月10日の日に井戸水のポンプが壊れたようで、水が出ないということで急遽、その日は休業いたしました。次の日にでも業者さんの方に来ていただきたかったんですけども、どうしても今、働き方改革がありましてですね、土日は休みと。その後、祝日もございましたので、3日間休みになりました。次の週の火曜日に業者さんにやっと来てもらいまして、午後になりましたけれども、来てもらって、ポンプ上げてもらって確認したところ、故障していると。それから今度ポンプの発注と。ポンプの発注もいつになるか分からないと。既製品でなく特注らしいので、その辺もございましたので、開始時期が

本当に不透明な部分が多々ございました。ですので、いつからということも申し上げられなく、また、いつまで確実に休んで再開しますというところも申し上げられなかったので、大変申し訳なかったんですけど、毎日今日は休みますというふうな放送をして、そういうふうな感じで来てございます。ホームページの方にも、そういうふうな当面の間という形での休業のお知らせしてございました。もちろん電話くれば、それはそれで役場も指定管理者の方も対応してございましたので、その辺の休み期間中の対応としては、今回は致し方がなく、うちの方ではそれなりにやったなとは思ってございます。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

今の御答弁、大変ありがとうございます。

でも、やっぱりおおよそでもいいので、今後業者さんが決定した、業者さんとの打ち合わせで、やってみなければ分からないというところはあるにしても、おおよその期間というものをやっぱり村民にお知らせ願えれば嬉しいかなというふうに思います。

もう一つ。今の3施設について、今の休業等が発生した場合に、指定管理者が違うので、各々違うかとは思いますが、共有できて、入れるようなそういう対応ができないものかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。今回の場合は、確かに当面の間、期間が未定の部分、また後、短期間では改修はできるということがあったので、他施設への共有はちょっと行わなかったんですけども、以前レジオネラ菌を出て長期に休業したときは、他の施設も利用できるような対応をしてございましたので、そのような長期休業等になれば、そのような対応でしていきたいなと思います。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

はい、ありがとうございます。①番は以上で終わります。

②番の村公共施設総合計画では、建築50年以上経過する老人憩の家について、方向性が「改築」となっていますが、これまでどのような議論、検討がなされ、具体的な改築時期はいつごろになるのかお伺いしたいと思います。先ほども何回か出ていたようですけども、改めてお伺いしたいと思います。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

公共施設等総合管理計画では、老人憩の家に対する方向性を「改築」としておりますが、これまでの検討内容としては、「改築時期は財政状況により判断する」としております。理由は、旧前田屋敷老人福祉センターでは、温泉施設の湯あたり問題や大広間の利用がなくなったことから、光田寺コミュニティセンターを着工しましたが、その後の児童センター、中央公民館、村民体育館と大型施設の建設が続き、村の財政状況を見ますと、公債費の割合が増加傾向となりましたので、時期を見定めて考えているものであります。以上です。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

今、時期を見てということですが、木造の50年といえば、もうかなり傷んでいて、修理しても修理しても、やっぱりお金がかかるのではないかなというふうに考えます。なので、今財政が逼迫しているような状況ですので、これ以上私の方からどうのこうのっていうことはちょっと申し上げられませんが、できるだけ早めに皆さんに安心して入ってもらえる施設をお願いしたいなというふうに思います。

③番目の川部ふれあいセンター、老人憩の家について、入浴時に体を支える手すりが、片側しか設けられて、設置されていない。高齢者の方が、片手でっていうか片腕で体を支える状況のため、不安定で危険を感じると村民の方からお声をいただきました。利用者の安全を守るため、両腕で体を支えられるような手すりの設置ができないかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

それぞれの施設の浴室に両腕で使える手すりを設置するスペースがあるのかどうか、それを調査してみたいと思います。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

できるだけスペースを確保していただいて、安心して入っていただく。3施設については、コミュニティの、高齢者の方のコミュニティの場でもあると思いますので、ぜひとも検討していただけるようお願いしたいと思います。

そうすれば、2の詐欺被害について、こちらの方に移ります。近年、新聞紙上やニュース等に毎日のように掲載報道されている詐欺事件について、県内においても令和6年の被害額が6億2,000万円に上り続けているとの記事があり、近隣市町村においても発生しております。詐欺の手口もオレオレ詐欺から交流サイト、SNSを通じてだまし取るSNS型が7割を占め、額にすると4億5,000万弱と手口も巧妙になっており、投資詐欺やロマンス詐欺が110件弱となっております。年代も30代から60代までと男女を問わず、被害に遭われている。また特殊詐欺は1億8,000万弱で、主に架空料金、身に覚えのない請求にオレオレや警察や検察を語るものなど主なものですが、これらの件を踏まえてお伺いします。

村内において詐欺被害の事案及び詐欺に関する相談等が寄せられているかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの、村内で詐欺に関する相談等が寄せられているのかについてですが、詐欺被害や消費生活トラブルについては、弘前のヒロロスクエアにある市民生活センターにおい

て、弘前圏域の市町村、全ての住民を対象に相談の受付をしておりますので、村民の相談状況の詳細については市民生活センターで管理しているものでございますが、役場で村民から相談を受けた場合もそちらの窓口を紹介し、専門の相談員からアドバイスをもらうことで、早期に解決できるよう努めております。

議長（平田隆人議員）

再質問を許します。

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

今、村長は弘前の方へ、そういう案件があれば、回して相談、助言をいただくということでお話がありましたが、実際として、役場への問い合わせ、例えば「どごさ連絡すればいいんだべ。」っていうふうな、早くには警察なんでしょうけれども、そういう中での役場への相談みたいな、電話みたいなものは、ありますでしょうか。

議長（平田隆人議員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。役場での相談窓口は企画観光課になってますが、こちらの方に相談等の電話等は来ておりません。以上です。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

分かりました。ありがとうございました。ないことを私は祈ってます。今日の新聞見ても被害額とか出てますし、毎日のように出てるわけなので、これらはやっぱり何とかしなければというふうに思います。どちらかというが高齢の方が狙われやすい。でも、詐欺をする人は何をもってお金があるとか、そういうの情報を捕まえているのか、それこそ行き当たりばったりで電話なり、そういうのをやってるのか、ちょっと分かりませんが、いずれにしても注意してやっていければなというふうに思います。もしそういう相談等がありましたら、役場ではそのところは弘前へというふうなことでしたので、そういうような

対応をお願いしたいなというふうに思います。

②番の平成16年、17年の広報での掲載や、21年から23年の小冊子の配布後、周知がなされているでしょうか。かなり手口が巧妙になっていることから、詐欺に遭わない、遭わせないようにするために、今後の村としての取り組みを考えているかお伺いします。

議長（平田隆人議員）

村長。

村長（品川新一）

ただいまの、村で詐欺被害防止の取り組みを考えているかについてでございますが、毎年、行政連絡員や民生委員を通じて、高齢者世帯を中心に啓発用品や消費者トラブル対策についての「暮らしの豆知識」を配布することで、消費トラブルの防止を図るとともに、田舎館村相談窓口紹介ネットワークによる、高齢者世帯の見守り活動でも、相談窓口の紹介や相談を受けるなど、村民がトラブルに遭わないよう防止活動に取り組んでおります。

議長（平田隆人議員）

5番、小野正幸議員。

5番（小野正幸議員）

村でも取り組んでいるというお話でしたので、今後ともお願いしたいなというふうに思います。

先ほど架空料金とか身に覚えのない料金、これらについての電話であったり、あろうかと思いますが、今の時代にやっぱりご高齢の方は付いていけないのか、ペーパーレスというそういう時代に入りましたので、請求書等があれば確認ができて、これおかしいんじゃないかと、これは本当だねというふうなことが分かるのですが、今そういうふうな時代というか、時期になってないのでそれを確かめる方法がやっぱりない。なので、その辺もひっくるめて、さらに村としてもそういうふうなことへの周知をお願いできればと思います。

お答えの方はよろしいです。ということで、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

散会

議長（平田隆人議員）

以上で、小野正幸議員の一般質問を終了します。

これをもって、本日の一般質問の日程は全部終了しました。

これにて、散会いたします。

御苦労様でした。

午前11時26分 散会

議事日程第3号 令和7年3月11日(火) 午前9時開議

- 第1 議案第1号 専決処分の承認について(専決第13号)
- 第2 議案第2号 専決処分の承認について(専決第1号)
- 第3 議案第3号 専決処分の承認について(専決第2号)
- 第4 議案第4号 専決処分の承認について(専決第3号)
- 第5 議案第12号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算(第12号)
- 第6 議案第13号 令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第7 議案第14号 令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第8 議案第15号 令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算(第4号)
- 第9 議案第16号 田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備について
- 第10 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第11 議案第18号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第12 議案第19号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第13 議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第14 議案第21号 田舎館村職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第15 議案第22号 田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第23号 田舎館村国民健康保険税条例の一部改正について
- 第17 議案第24号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第18 議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算
- 第19 議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算
- 第22 議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算
- 第23 議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算

第24 議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算

第25 議員提出議案第5号 田舎館村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 阿保勇人
- 2番 浅原尚子
- 3番 中山勝晴
- 4番 田澤隆
- 5番 小野正幸
- 6番 平川重廣
- 7番 品川正人
- 8番 平田隆人

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

村	長	品川新一
副	村	長 金枝尚明
教	育	長 工藤義明
代	表	監 査 委 員 平川正敏
選	挙	管 理 委 員 会 委 員 長 阿保則雄
農	業	委 員 会 会 長 白戸陽平
総	務	課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 阿保春仁
税	務	課 長 佐々木貴詞
住	民	課 長 鈴木勝
厚	生	課 長 竹内哲也
産	業	課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 工藤和裕
建	設	課 長 中村甲一郎
企	画	観 光 課 長 浅利高年
会	計	管 理 者 兼 会 計 課 長 小野淳也

学 校 教 育 課 長 上 田 貴 光
生 涯 学 習 課 長 佐 藤 勝 彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長 相 坂 朱 美
主 査 福 士 貴 子

開議

議長（平田隆人議員）

ただいまの出席議員数は8名で、定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、「議事日程第3号」により進めます。

議案第1号 専決処分の承認について（専決第13号）

議長（平田隆人議員）

日程第1 議案第1号専決処分の承認についての、専決第13号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についての質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第1号の専決第13号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第1号の専決第13号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第2号 専決処分の承認について（専決第1号）

議長（平田隆人議員）

日程第2 議案第2号専決処分の承認についての、専決第1号令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

以上で、質疑を終結いたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第2号の専決第1号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第2号の専決第1号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第3号 専決処分の承認について（専決第2号）

議長（平田隆人議員）

次に、日程第3 議案第3号専決処分の承認についての、専決第2号令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第10号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

以上で、質疑を終結します。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第3号の専決第2号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第3号の専決第2号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第4号 専決処分の承認について（専決第3号）

議長（平田隆人議員）

次に、日程第4 議案第4号専決処分の承認についての、専決第3号令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第11号）の質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

以上で、質疑を終結いたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

議案第4号の専決第3号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の専決第3号は、報告のとおり承認することに決定しました。

議案第12号 令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第12号）

議長（平田隆人議員）

日程第5 議案第12号令和6年度田舎館村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

補正予算事項別明細書、歳入、第14款国庫支出金の質疑を願います。

第15款県支出金の質疑を願います。

第16款財産収入の質疑を願います。

第18款繰入金の質疑を願います。

第21款村債の質疑を願います。

歳出、第2款総務費の質疑を願います。

第3款民生費の質疑を願います。

第4款衛生費の質疑を願います。

第6款農林水産業費の質疑を願います。

第8款土木費の質疑を願います。

第9款消防費の質疑を願います。

第10款教育費の質疑を願います。

地方債に関する調書の質疑を願います。

議案第12号の第1条から第2条までの質疑を願います。

以上で、質疑を終結いたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

議案第13号 令和6年度田舎館村国民健康保健特別会計補正予算（第4号）

議長（平田隆人議員）

日程第6 議案第13号令和6年度田舎館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

補正予算事項別明細書、歳入歳出、一括質疑を願います。

議案第13号の第1条の質疑を願います。

以上で、質疑を終結いたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号 令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（平田隆人議員）

日程第7 議案第14号令和6年度田舎館村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、資本的収入及び支出の質疑を願います。

令和6年度予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

議案第14号の第1条から第3条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

議案第15号 令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（平田隆人議員）

日程第8 議案第15号令和6年度田舎館村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、資本的収入及び支出の質疑を願います。

令和6年度予定キャッシュフロー計算書の質疑を願います。

議案第15号の第1条から第3条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

議案第16号 田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備について

議長（平田隆人議員）

日程第9 議案第16号田舎館村行政手続に係る督促手数料廃止に伴う関係例規の整備についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議長（平田隆人議員）

日程第10 議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

議案第18号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議長（平田隆人議員）

日程第11 議案第18号国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

議案第19号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議長（平田隆人議員）

日程第12 議案第19号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議長（平田隆人議員）

日程第13 議案第20号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

議案第21号 田舎館村職員の給与に関する条例等の一部改正について

議長（平田隆人議員）

日程第14 議案第21号田舎館村職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

議案第22号 田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（平田隆人議員）

日程第15 議案第22号田舎館村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び田舎館村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

議案第23号 田舎館村国民健康保険税条例の一部改正について

議長（平田隆人議員）

日程第16 議案第23号田舎館村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言を求めてください。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

議案第24号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議長（平田隆人議員）

日程第17 議案第24号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の方は発言を求めてください。

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

6番、平川です。

今、議案24号なんですけれども。これは簡単に言えば、黒石の清掃組合がなくなるということなんです。これを住民にいかにかどういふふうな説明するのか。まず、あまりにも遅くなってからでは、住民が何も言うべきことができなと思います。これにはいろんな問題があります。黒石地区、田舎館ではゴミ袋を購入しております。藤崎はどうなんだという、ただの家の前に置いてとか。弘前。いろんな問題が出てくるといいますので、あまり遅くならないうちに、住民にきめ細かな説明をお願いいたします。

議長（平田隆人議員）

住民課長。

住民課長（鈴木勝）

はい、お答えいたします。黒石地区清掃施設組合が解散して、令和8年4月から弘前地区環境整備組合に広域化するのですが、今現在、最終の詰めの段階の協議を行っております。この協議の結果次第、速やかに、おそらく7年度に入ってからになると思います。住民の方には情報提供したいと考えております。以上です。

議長（平田隆人議員）

6番、平川重廣議員。

6番（平川重廣議員）

今、田舎館地区では自宅前とか道路脇に籠を置いているわけですが、そういう籠も非常に問題になってくると思います。なぜかと言いますと、行政で籠はそこに置いてくれたのはいいけれども、地区で補修、いろんなことをしておるのが現状です。よその地区ではないと言え、これはまた村の地区の方で負担がかかるわけですので、その点もしっかり考えた上での説明をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

議長（平田隆人議員）

答弁ありませんか。

6番（平川重廣議員）

いいです。

議長（平田隆人議員）

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

予算特別委員会委員長報告

議長（平田隆人議員）

日程第18 議案第5号令和7年度田舎館村一般会計予算から日程第24 議案第11号令和7年度田舎館村水道事業会計予算までの計7件を一括議題といたします。

予算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

6番、平川重廣委員長。

（平川重廣議員 登壇）

予算特別委員長（平川重廣議員）

ただいま議題となりました、議案第5号から議案第11号までの計7件について、予算特別委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議案第5号から議案第11号までの計7件については、去る3月3日の本会議において本特別委員会に付託され、本特別委員会はこれを審査するため、3月7日と10日に全委員出席で会議を開き、慎重に審査いたしました結果、議案第5号から議案第11号までの計7件について、全委員異議なく原案のとおり可決と決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会の報告を終わります。

（降壇）

議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算

議長（平田隆人議員）

ただいまの委員長報告に対して、順次、質疑・討論・採決を行います。

議案第5号令和7年度田舎館村一般会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第6号令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第7号令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

よって、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第8号令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第9号令和7年度田舎館村農業集落排水事業の会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第10号令和7年度田舎館村下水道事業会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算

議長（平田隆人議員）

次に、議案第11号令和7年度田舎館村水道事業会計予算の質疑に入ります。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は「原案可決」であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

議員提出議案第5号 田舎館村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議長（平田隆人議員）

日程第25 議員提出議案第5号田舎館村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第5号は、田舎館村議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑及び討論はありませんか。

質疑及び討論はないものと認めます。

これより、議員提出議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

議会運営委員長より、閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を審査するため、議会運営委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に議会運営委員会を開催することに決定しました。

議長（平田隆人議員）

お諮りいたします。

各常任委員長より、閉会中に所管事務に関する調査のための常任委員会を開催する旨の申し出がありましたので、開催することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、閉会中に各常任委員会を開催することに決定しました。

閉会

議長（平田隆人議員）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

令和7年第1回田舎館村議会定例会を閉会いたします。

午前9時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

田舎館村議会議長 平 田 隆 人

会議録署名議員 小 野 正 幸

会議録署名議員 平 川 重 廣